

第 7 回 伊 万 里 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 令和元年7月3日(水)
 開会 午後3時00分
 閉会 午後4時00分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 13名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	11	岸本 熊一	欠
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	12	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	13	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	14	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	10	前田 節朗	○			

議事録署名者 7番 中島 徳雄

9番 吉村 幸夫

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	野中 信守	農地係	松林 豊
農地係	犬塚 貴博		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第37号	農地法第5条の申請について	(5件)
議案 第38号	農地法第4条の申請について	(3件)
議案 第39号	農地法第3条の申請について	(9件)
議案 第40号	農地法第3条許可の取消し願いについて	(1件)
議案 第41号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について (利用権設定 通年 21件)	
議案 第42号	農用地利用配分計画について	(3件)

8. 報告事項

報告 第12号	農地法第18条第6項通知の受理について	(5件)
---------	---------------------	-------

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																					
議長	<p>それでは、ただいまより第7回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は11番 岸本 委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は7番 中島 委員、9番 吉村 委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第37号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第38号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第39号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>議案第40号</td> <td>農地法第3条許可の取消し願いについて</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第41号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用権設定 通年</td> <td>21件</td> </tr> <tr> <td>議案第42号</td> <td>農地利用配分計画について</td> <td>3件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第12号 農地法第18条第6項通知の受理について 5件</p> <p>となっております。</p>	議案第37号	農地法第5条の申請について	5件	議案第38号	農地法第4条の申請について	3件	議案第39号	農地法第3条の申請について	9件	議案第40号	農地法第3条許可の取消し願いについて	1件	議案第41号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	21件	議案第42号	農地利用配分計画について	3件
議案第37号	農地法第5条の申請について	5件																				
議案第38号	農地法第4条の申請について	3件																				
議案第39号	農地法第3条の申請について	9件																				
議案第40号	農地法第3条許可の取消し願いについて	1件																				
議案第41号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																					
	利用権設定 通年	21件																				
議案第42号	農地利用配分計画について	3件																				
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第37号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																					
事務局	議案第37号 農地法第5条の申請5件について御説明します。																					

事務局	<p>議案の1ページ、23番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、平面図が4ページ、立面図が5ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>なお、一部、許可を得ずに転用を行っていたことに対し、始末書が添付されています。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、24番になります。</p> <p>図面は、案内図が6ページ、字図が7ページ、土地利用計画図が8ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○です。</p> <p>譲受人が、転回場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>なお、許可を得ずに転用を行っていたことに対し、始末書が添付されています。</p>
-----	---

事務局	<p>続きまして、議案の1ページ、25番になります。</p> <p>図面は、案内図が9ページ、字図が10ページ、土地利用計画図が11ページ、断面図が12ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○です。</p> <p>譲受人が、来客用駐車場並びに自宅駐車場への駐車のための転回場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が駅に近く、第3種農地の区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)のi、鉄道の駅、船舶の発着場から概ね300m以内に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、26番になります。</p> <p>図面は案内図が13ページ、字図が14ページ、土地利用計画図が15ページ、平面図が16ページから17ページ、立面図が18ページ、断面図が19ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして議案の1ページ、27番になります。</p>
-----	---

事務局	<p>図面は、案内図が20ページ、字図が21ページ、土地利用計画図が22ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○です。</p> <p>譲受人が、農業資材置場及び駐車場建設のための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>なお、許可を得ずに転用を行っていたことに対し、始末書が添付されています。</p> <p>議案第37号 農地法第5条の申請については、以上5件です。</p>
議長	<p>それでは、23番は担当委員の私から説明をします。</p>
○番委員	<p>案内図を見ていただくと申請地の横が現在の自宅で両親と申請者家族が同居されています。申請者の子供が大きくなり同居している家では部屋の数が不足し手瀬間になったとのことで、自宅横の畑に申請者の家を建てたいとの申請です。雨水は自然沈下と道路側溝へ流されます。生活排水は合併浄化槽を設置して道路側溝へ流されます。周辺の農地に影響を与えることはないと思います。区長、生産組合長と隣接者の方にも確認させていただきました。問題ないと印を押しています。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>23番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、24番について担当委員から説明をお願いします。</p>

○番委員	申請者がみえられまして、先に自宅の隣接地を農地転用許可を受け家を建てられていましたが、農地として残す予定だった畑を車の転回場として使用したいと転用申請をされています。しかし、許可を受ける前に転用をしてしまったということで、今回、始末書を添付されております。区長、生産組合長の承諾印もございました。他の農地に影響が出ることはないと思い私も承諾印を押しています。ご審議お願いいたします。
議長	24番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、25番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	自宅前の道幅が2m50cmほどしか無いため、自宅駐車場への駐車が難しく、また、来客用駐車場がないということで、自宅の道向いに耕作されていない農地がありましたので、そこを自宅駐車場に駐車するための転回場と来客用駐車場にしたいと申請をされました。生産組合長、区長の印鑑もございました。私も確認をし雨水は隣接の用水路へ流されますので、他の農地には問題ないと思いましたので承諾いたしました。ご審議お願いいたします。
議長	25番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、26番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	家を建てたいと申請に来られました。案内図にあるとおり周りは住宅化してきております。雨水は自然沈下と道路側溝に流されます。生活排水は下水道に接続されます。周辺に畑がありますが他の農地には支障はないと思います。隣接者も区長、生産組合長も承認をされていたので、私も問題はないと思い押印しました。ご審議お願いいたします。

議長	<p>26番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、27番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>申請地に農機具の駐車場と資材の置き場を作ると来られました。しかし、既に利用されているため始末書を提出されています。現場を確認しましたが、両隣は宅地で雨水は道路側溝に流されます。他の農地には支障がないと思ひ押印しています。また、申請者が生産組合長をされていますので、区長と、前生産組合長の印鑑を受けられています。ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>27番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第37号 農地法第5条の申請5件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第38号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第38号 農地法第4条の申請3件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、11番になります。</p> <p>図面は、案内図が23ページ、字図が24ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○です。</p> <p>申請人が植林をするための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p>

事務局	<p>許可基準は、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>なお、一部、案内図の申請地2は、すでに植林を行っていることに対し、始末書が添付されています。</p> <p>議案の2ページ、12番になります。</p> <p>図面は、案内図が25ページ、字図が26ページ、土地利用計画図が27ページ、平面図が28ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○です。</p> <p>申請人が一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>なお、一部、許可を得ずに転用を行っていたことに対し、始末書が添付されています。</p> <p>議案の2ページ、13番になります。</p> <p>図面は、案内図が29ページ、字図が30ページ、土地利用計画図が31ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○です。</p> <p>申請人が太陽光発電を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となってい</p>
-----	--

事務局	<p>ない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第38号 農地法第4条の申請については、以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、11番については事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>担当委員が欠席のため、事務局よりご説明いたします。</p> <p>植林の申請です。雨水は自然沈下と用水路へ排水されます。隣接する水路はそのまま維持されますので周辺への影響もないと思います。隣接する農地も1筆で同意も得てあります。なお、案内図にあります申請地2では既に植林をされていたため始末書が添付されております。また、本日欠席の担当委員からも特段問題なしということ聞いております。区長、生産組合長の印もあります。説明は以上です。</p>
議長	<p>11番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、12番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>現在の自宅敷地と畑を利用して自宅を建て替えたいと申請に見えました。土地利用計画図を見ていただくと現在の自宅を解かれた後は畑として活用される予定です。雨水は道路側溝へ生活排水は下水道へ接続されます。他の農地に支障が出ることはないと思います。また、畑の一部を既に嵩上げされており始末書を提出されています。申請者が生産組合長をされていますので、区長と、前生産組合長の印鑑を受けられています。私も問題ないと思い承諾印を押しました。ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>12番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、13番について担当委員か</p>

議長	ら説明をお願いします。
○番委員	梨園の跡地に太陽光発電設備を設置したいと先月14日に行政書士が申請にみえました。私も見に行きまして、雨水はほぼ自然沈下で一部は道路側溝へ流れるようです。別段隣接地に迷惑をかけるような場所ではございませんでした。隣接地の方、生産組合長、区長の署名もありましたので、私も問題ないと思い署名いたしました。ご審議お願いいたします。
議長	<p>13番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第38号 農地法第4条の申請に3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第39号 農地法第3条の申請9件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第39号 農地法第3条について、まず39番についてご説明します。</p> <p>議案の3ページになります。</p> <p>本申請の買受人は、経営地が田畑合計2,314㎡となっており、下限面積要件の5,000㎡を下回っています。そのため、下限面積要件を満たしておりません。しかし、本申請は下限面積要件の例外を定める農地法施行令第2条第3項第3号に規定する「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作している者が権利を取得すること。」に該当します。圃場整備田の割田のように見た目は1筆ですが、地籍図では数筆あるという形状をイメージしていただければいいと思います。また、下限面積要件を除く、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作</p>

事務局	<p>業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>続きまして、39番を除く申請8件についてご説明します。 議案は3ページから4ページになります。 申請事由や経営状況等を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第39号 農地法第3条の申請については、以上9件です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、議案第39号 農地法第3条の申請についての審議していただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第39号 農地法第3条については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第40号 農地法第3条許可の取消し願いについて事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第40号 農地法第3条許可取り消し願いについてご説明をします。</p> <p>議案は、5ページになります。平成30年7月3日付で農地法第3条の許可を受けていた案件です。親子間の贈与でしたが、うち1筆の許可を取り消して、来月委員会で別の方へ譲り渡す3条申請をされる予定です。</p> <p>議案第40号 農地法第3条許可の取消しについては以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、議案第40号 農地法第3条許可取り消し願いの申請についての審議していただき、</p>

議長	<p>御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第40号 農地法第3条取消し願いの申請については許可の取り消しとします。</p> <p>続きまして、議案第41号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第41号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年について、御説明します。</p> <p>議案の6ページから8ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が11名、貸付人が21名で、面積は、田が78,686㎡、畑が11,532㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>申出書を9～20ページに掲げております。</p> <p>議案第41号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年については以上21件です。</p>
議長	<p>議案第41号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年21件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので議案第41号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年21件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第42号 農用地利用配分計画について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第42号 農用地利用配分計画についてご説明いたします。議案は21ページになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農地利用配分計画の作成について、同法第19条第3項の規定により、伊万里市長から意見を求められましたので、この議案を提出します。</p> <p>議案の22ページをご覧ください。</p> <p>今回の案件につきましては、伊万里梨発祥立川の梨園を守る会が平成30年の1月に発足し、園地流動化計画の中で借受人を決められておりましたが、平成31年1月に借受者の変更がっております。報告第12号で解約等をご紹介しておりますが、これに伴い借受人3人の変更を提出しているものです。これは守る会の総会で承認を受けられた後に変更するとなっておりますので、今回議案に計上しています。</p> <p>議案第42号 農用地利用配分計画については、以上3件です。</p>
議長	<p>議案第42号 農用地利用配分計画について、御意見、御質問はございませんか。</p>
10番委員	<p>22ページの説明をもう少し詳しくお願いします。</p>
事務局	<p>9番を例にしますと、平成30年1月に発足した時の借受人は1番右側書いてあります、〇〇〇〇さんでした。これは守る会の中から設定しています。平成31年1月の総会で〇〇〇〇さんが借受人になっていた農地を〇〇〇〇さんに変更すると決められました。守る会の中で借受者が変わっても農地中間管理機構には届出を出さないといけないのですが、変更の届けが必要とは思っておられなかったため少し遅らせています。利用設定期間は、当初の設定期間の終期を入れているため残りが3年5か月となっております。</p>

議長	<p>他にありませんか？</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第42号 農用地利用配分計画については承認いたします。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第12号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第12号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明します。</p> <p>議案は23ページを御覧ください。</p> <p>21番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後、別の方が借受けることとなっており、議案第41号に上程しております。</p> <p>22番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後、借受者が農地法第3条により譲り受けることとなっており、議案第39号に上程しております。</p> <p>23番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。こちらも22番と同様で、解約後、借受者が農地法第3条により譲り受けることとなっており、議案第39号に上程しております。</p> <p>24番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。こちらは、配分計画の議案でご説明しましたが、守る会の総会において、流動化計画の借受者の変更があったため、解約となって</p>

事務局	<p>います。新しい借受者については議案第42号に上程しております。</p> <p>25番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。こちら、24番同様で守る会の総会において、流動化計画の借受者の変更があったため、解約となっています。新しい借受者について議案第42号に上程しております。</p> <p>報告第12号については以上5件です。</p>
議長	<p>報告第12号について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>